

令和7年12月25日招集

令和7年 第12回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和7年第12回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第12回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和7年12月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	12番	寒河江一浩
13番	大江正好	14番	加藤友英	15番	中谷裕
16番	高橋浩一	17番	東海林光輝	18番	門脇功
19番	菅原繁治				

1. 欠席委員は、次のとおりである。（0名）

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第20号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第21号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第55号 非農地証明願いに係る証明について
- 第7 議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第58号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第10 議第59号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告
- 第14 議第60号 東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会委員の選任について

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤 亨	農政主査兼農政係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	小山田 ルミ

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和7年第12回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出がありました委員はおりません。

本日の総会に遅刻の届け出がありました委員は、12番寒河江一浩委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

16番高橋浩一委員、17番東海林光輝委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第11回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第20号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第59号東根農業振興地域整備計画の変更について、までの2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

令和7年第12回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第20号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があり、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号9番 申請者住所氏名：東根市神町宮団中通り●●●●● ●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字若木字若木●●●●●。地目：畑 面積：11,450㎡の内121.66㎡。土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農作業小屋を設置する。所要面積：農作業小屋 86.95㎡、通路他 34.71㎡です。3頁をお開きください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は10件です。

報第21号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約について、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号102番 土地の所在：大字東根元原方字大森東●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：895㎡。賃貸人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●● ●●●●●。賃借人住所氏名：東根市板垣大通り●●●●● ●●●●●。解約後の利用：第三者に売却です。

以下、受付番号103番から5頁の受付番号111番までの9申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。6頁をお開きください。

今月の非農地証明願いの申請は1件です。

議第55号 非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものです。7頁をお開きください。

非農地証明願い関係

受付番号4番 土地の所在：大字長瀬字川原●●●●●。地目、登記簿：田、現況：雑種地、地積：2,641㎡。申請者住所氏名：西村山郡河北町大字岩木●●●●● ●●●●●。非農地となった時期及び事由 農地法による許可の有無等：5条許可、平成14年2月18日付け指令村総農振第881号 転用許可事由：許可時：共同住宅、現在：太陽光発電施設です。8頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は32件です。

議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。9頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号158番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,501㎡。譲渡人住所氏名：天童市大字窪野目●●●● ●●●●。事由：贈与による、経営面積：0 a。譲受人住所氏名：東根市神町営団大通り●●●● ●●●●。事由：受贈による、経営面積：135 a です。

以下、受付番号159番から11頁の受付番号172番までの14申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。12頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号173番 土地の所在：大字東根元東根字関沢●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,730㎡他2筆。貸人住所氏名：村山市楯岡馬場●●●● ●●●●。事由：農業廃止、経営面積：0 a。借人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。事由：再設定 経営面積：666 a です。

以下、受付番号174番から14頁の受付番号189番までの16申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。15頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

議第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。16頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号38番 土地の所在：神町西四丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：56㎡。譲渡人住所氏名：東根市神町中央二丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。譲受人住所氏名：神奈川県平塚市龍城ヶ丘●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：物置、雪押し場、法面、通路他で、所要面積計が56㎡。備考として所有権移転です。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。17頁をお開きください。

只今説明いたしました例外確認申請、非農地証明、及び農地法第5条の申請箇所を示す

位置図ですので参考にしてください。18頁をお開きください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は73計画です。

議第58号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。19頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字蟹沢字羽黒堂●●●●。現況地目：田、認定面積：2,980㎡
他1筆。譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市
大字蟹沢●●●● ●●●●。対価：1,804,000円（総価）です。

以下、番号2番、及び番号3番の計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。20頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号4番 土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。現況地目：田、認定面積：
776㎡他2筆。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東
根市大字蟹沢80番地の1 株式会社稲2015 代表取締役 鈴木亮吉。契約期間：始期：令
和8年3月1日、終期：令和18年2月29日。賃借料：10aあたり10,000円です。

以下、番号5番から29頁の番号73番までの69計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。30頁をお開き下さい。

議第59号 東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、本会の意見を求めるものです。31頁をお開きください。

東根農業振興地域整備計画変更内容

農用地区域除外2件、面積：2,342㎡です。

No.1 大字蟹沢字三本壇●●●●。台帳地目：畑、現況地目：畑、用途区分：農地、面積：752㎡。所有者：●●●●、申出者：●●●●。事業計画：資材置場です。

以下、No.2については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。32頁をお開きください。

只今ご説明いたしました農振除外申請箇所的位置図となります。

また、33頁から37頁までが申請地毎の案内図及び字限図ですので参考にしてください。

以上で報告案件2件と議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。

9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9番 栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を12月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請15件、賃貸借権設定の許可申請17件、合計32件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る12月15日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号158番、及び162番の申請事由は、受贈となります。受付番号159番から161番、163番から167番、及び170番から172番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号168番、及び169番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号173番から182番、184番、186番、188番、及び189番の申請事由は、利用集積計画期間満了に伴う再設定となります。受付番号183番、185番、187番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号168番、及び169番を除くいずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

受付番号168番の譲渡人で、169番の譲受人が所有する申請地の周辺農地一帯は、広範囲に盛土された懸案の農地となっております。

受付番号169番の譲受人につきましては、令和7年9月にも所有権移転の許可申請が提出され、その段階において全部効率的利用要件を満たしているとは言い難い状況ではありましたが、これまでの農地改良等の経緯や、表土敷き等に着手していることなどから、条件を付して、例外的に所有権移転の許可をした経緯があります。9月の許可後には、農地の一部に牧草を植え付けたことを確認しております。この度の申請事由は、自作地相互の交

換です。受付番号168番と169番の申請地は、市道長瀬西部4号線を挟んで東と西に在りますが、農地を交換することによって、周辺農地一帯を盛土している169番の譲受人の所有地が市道の西側にまとまり、168番の譲受人はこれまで他人の農地を通行しなければ通作できなかったところを、容易に通作出来るようになります。

以上のことから、本案件は、受付番号168番の譲渡人であり、169番の譲受人に対し、前回同様に「申請地を含む周辺の所有農地一帯を適正に管理し盛土が完了した箇所から段階的に作付けを行うこと」という条件を付して「あくまでも例外的な許可であること」を明記し許可することはやむを得ない、との意見の一致をみました。

なお、本案件の経緯等を別紙にまとめておりますので参考にしてください。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11番阿部昇農地転用委員会委員長。

【11番 阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を12月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、非農地証明願い1件、農地法第5条による許可申請1件、東根農業振興地域整備計画の変更2件についてです。

転用許可申請関係案件については、去る12月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに非農地証明願いについてですが、受付番号4番については、平成14年2月18日に共同住宅として農地法第5条の許可を受けた後に事業がとん挫し、太陽光発電施設を設置したもので、非農地証明事務処理要領第3条第4号の「宅地等、人為的に農地以外のものになって20年以上経過している土地」に該当するものです。当初計画がとん挫した経緯や周辺農地の状況等から総合的に判断し、非農地として証明する事についてやむを得ないとの意見の一致をみました。

なお、本案件については当初の転用計画以外の目的で利用している案件であり、申請人より顛末書も提出されております。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号38番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となりますが、物置、及び雪押し場等を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります。農用地区域除外の2件につきまして農地転用案件と同様に事務局、及び当番委員による現地調査を基に内容を慎重審議した結果、1番については、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が40%となる区域内に資材置場、2番については、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地に資材置場を整備するものです。2番につきましては、同意することについてやむを得ないとの意見の一致をみました。

なお、1番につきましては、農地転用の基準上許可の見込みはありますが、現地調査の結果、届出のないまま砂利敷き及び工作物が設置されており、農地法違反を確認しております。このことから、次の意見を付して同意することについて、やむを得ないとの意見の一致を見たところ。意見の内容としては「農地法及び農業振興地域の整備に関する法律等の法令を遵守すること。なお、農業委員会からも申請者への聞き取り及び指導を行ったところですが、担当の市農林課においても、法令遵守についての御指導をお願いいたします。」

以上が、農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【議長】

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第58号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、8番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

只今の時間は、午前10時15分でありますので午前10時30分を目途に地区大会を終了してくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時30分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【14番 加藤友英委員】

14番加藤です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第56号については、受贈や期間満了に伴う再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第57号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第58号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第59号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【13番 大江正好委員】

13番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第56号については、経営規模の拡大や受贈等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第58号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【16番 高橋浩一委員】

16番高橋です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第55号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領の規定に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの見解の一致をみました。

議第56号については、経営規模の拡大や自作地相互の交換などによるもので、受付番号168番及び169番を除く、いずれの案件も労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、受付番号168番及び169番については、農地あっせん委員会の報告どおりの条件を付して、許可することの見解の一致をみました。

議第58号については、地域の中心となる担い手に貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの見解の一致をみました。

議第59号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用委員会の意見案を付して同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第20号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第21号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

はじめに、議第55号非農地証明願いに係る証明について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第55号非農地証明願いに係る証明について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第55号については承認することに決しました。

次に、議第56号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、採決をいたします。
お諮りいたします。

議第56号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、受付番号168番、及び169番を除き許可すること、並びに受付番号168番、及び169番については、条件を付して許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第56号については受付番号168番、及び169番を除いて許可すること、並びに受付番号168番、及び169番については、条件を付して許可することに決しました。

次に、議第57号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、採決いたします。
お諮りいたします。

議第57号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第57号について許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第58号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、採決いたしますが、その前に8番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第58号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第58号については、決定することに決しました。

8番石山一穂委員の復席を求めます。

8番石山一穂委員に申し上げます。只今、議第58号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第59号東根農業振興地域整備計画の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

議第59号東根農業振興地域整備計画の変更について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、1番については意見を付して同意すること、2番については同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第59号について、1番については意見を付して同意すること、2番については同意することに決しました。

次に、日程第14、議第60号東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会委員の選任について、を議題といたします。

はじめに専門委員会の委員であります。東根市農業委員会運営委員会及び専門委員会規程第2条により、専門委員会には農地転用委員会、及び農地あっせん委員会があり、同規程第5条により会長以外の委員で構成し、定数はそれぞれ9名となっており、会長が総会に諮って指名することとなっております。

次に、同規程第1条による運営委員会の委員であります。同規定第4条により農地転用委員会委員長、及び農地あっせん委員会委員長、並びに会長が指名する委員6名の合計8名の委員で構成することとなっております。

なお、その任期については、同規程第6条により毎年1月1日から12月31日までの1年間としておりますが、来年は改選期であることから、改選期については、現農業委員の任期満了である令和9年1月24日まで、としておりますのでご了承願います。

それでは、これより速やかに地区委員会を開会し、農地転用委員会、及び農地あっせん委員会、並びに運営委員会の委員を選任願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前11時05分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各地区委員会において農地転用委員会、及び農地あっせん委員会の委員が選任されましたので、その結果を事務局に報告させます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

それでは、地区委員会にて選任されました農地転用委員、及び農地あっせん委員を報告いたします。

はじめに、農地転用委員

3番大江弘哉委員、4番留場美佐委員、5番仲野孝藏委員、6番山科幸子委員、7番永瀬清一委員、10番芦野繁美委員、13番大江正好委員、14番加藤友英委員、15番中谷裕委員。

次に、農地あっせん委員

1番清野周治委員、2番元木太志委員、8番石山一穂委員、9番栗原洋幸委員、11番阿部昇委員、12番寒河江一浩委員、16番高橋浩一委員、17番東海林光輝委員、18番門脇功委員。
以上です。

【議長】

只今、事務局から報告いたしましたとおり、農地転用委員会、及び農地あっせん委員会の委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、農地転用委員会、及び農地あっせん委員会の委員は、事務局より報告のとおり指名いたします。

只今、農地転用委員会、及び農地あっせん委員会の委員が選任されました。

次に各委員会の委員長、及び副委員長につきましては、同規程第7条第2項により、各委員会において互選することになっております。

従って、これより速やかに農地転用委員会、及び農地あっせん委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

午前 11 時 06 分 休 憩

午前 11 時 30 分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各委員会において委員長、及び副委員長が互選されましたので、その結果を事務局より報告させます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

互選により決定いたしました委員長、及び副委員長を報告いたします。

はじめに、農地転用委員会

委員長、7番永瀬清一委員、副委員長、15番中谷裕委員。

次に、農地あっせん委員会

委員長、12番寒河江一浩委員、副委員長、17番東海林光輝委員。以上です。

【議長】

各委員会の委員長、及び副委員長は、只今事務局より報告のとおりであります。

今後、任期満了まで農地転用委員会、及び農地あっせん委員会の円滑な運営について、よろしく願いいたします。

引き続き、運営委員会の委員の選任を行います。それでは、先ほどの地区委員会において運営委員が選任されましたので、農地転用委員会、及び農地あっせん委員会の委員長以外の6名を私から指名いたします。

3番大江弘哉委員、4番留場美佐委員、5番仲野孝藏委員、13番大江正好委員、14番加藤友英委員、16番高橋浩一委員、以上6名の委員を運営委員会の委員に指名いたします。

ここで、運営委員会の委員を事務局より報告させます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

それでは、運営委員を報告いたします。

只今、会長より指名されました6名の委員と、農地転用委員会委員長、7番永瀬清一委員、農地あっせん委員会委員長、12番寒河江一浩委員の計8名となります。以上です。

【議長】

只今、運営委員会の委員が指名されました。

次に、運営委員会の委員長、及び副委員長につきましても、同規程第7条第2項により、運営委員会において互選することになっております。

従って、これより速やかに運営委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

午前 11 時 33 分 休 憩

午前 11 時 38 分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、運営委員会において委員長、及び副委員長が互選されましたので、その結果を事務局より報告させます。伊藤事務局長。

【伊藤事務局長】

運営委員会委員長、及び副委員長を報告いたします。

委員長、5 番仲野孝蔵委員、副委員長、4 番留場美佐委員。以上です。

【議長】

運営委員会の委員長、及び副委員長は、只今事務局より報告のとおりであります。今後、任期満了まで、運営委員会の円滑な運営についてよろしくお願いいたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 7 年第 12 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前 11 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長 菅原 繁治

議事録署名委員 高橋 浩一

議事録署名委員 東海林 光輝